

第一 二 三
一 二 三
①

狀況報告

昭和二十一年六月二十七日

宇子

船舶残務整理部

0125

一、残務整理の現況と業務遂行予想

（一）従来よりの経緯

昭三〇ロー一、船舶司令部復員完結後同月十五日復員廳官制に依り運輸部残務整理部を創設せられ爾來第一復員省直轄機関として業務遂行中過般復員廳官制發布に伴ひ船舶残務整理部として新機一構の下に再発足をし、此の間業務遂行状況により逐次人員を整理して来たのであるが三月三十一日復員廳官制施行の前提として多数の人員を召集解除すると共に阪神東京兩出張所を阿領し四月一日より少教精兵主義の新陣容下に業務を継続次で小樽及門司支部はその業務の大部を終了したので五月三十一日夫々一名の連絡員を残し之を閉鎖し、而して終戦以來鏡意残務の早期終結に努めたのであるが業務内容の特質によると云へば云へば施策の不充分や諸般の事情に拘束せられ今以て完全なる終結若くは終結見込のつかざるは極めて遺憾とし且恐縮に堪へざるものである

（二）業務遂行の態勢

六月二十日現在に於ける陣容は部長以下事務官四一（別に相當職計一五九名）あり、産務人員九六、計一五九名であり部の編制要否業務内容は附表第一の通りである

(三)業務の現況

当部業務の要旨は

1. 軍属船員留守業務統中船員の掌握及戦死認定

2. 一復第六八二号に依る船舶輸送間海没行方不明部隊軍人軍属

の整理資料蒐集である

以下各業務に就き概要を述べる

1. 旧曉部隊軍人及一般軍属の留守業務處理に就て

従来当部に於ては内地(在内地野戦部隊を含む)のみを取扱ひ外

地は總て予業留守業務局に移管し是に關しては安否照会の中

継ぎ實施もて居る次第である 但し旧船舶砲兵團關係は人及

び資料の關係上當部に於て實施しあり その状況次の如し

1. 旧曉部隊軍人及一般軍属(砲兵團關係を除く)

内地死没者に關する諸手續は隷下部隊より移管を受けたる

のは大部を終了せり(死亡手續未竣延数四一件あるは是は外

地予業留守業務局が新舊總て渡船に依り赴任途中の故のと

推定しあり)

又内地部隊死没者に關する照会は四月頃迄は極めて多数あり

しが最近は極めて少数とほり一ヶ月数件である

而して處理の見透しは一に予業留守業務局の取遣によ

りてのみ決定する

尚 予業留守業務局の留守名簿は旧第五船舶輸送

司令部の後身たる小樽支隊より近く送附を受くる予定 又同

方面船員名簿は当部に保管しあるを以て取遣の情報入手に伴

ひ比較取速かに處理を終結し得るものと判断しあり

の口 北鮮地方 未復領土の整理

終戦直前北鮮地方に在りて遺棄せる船舶五隻の船砲隊員は極

力脱出に努め隊員六九名 判明せる死亡者八六名にして

今尚在鮮豆の者は約三六〇名あり

所と前時隊員に並致せし人員中には幹部級多し調査

従つて困難はを以て各留守室に通牒し返還者の報告資料

提出を要請しあり

船舶砲兵第一聯隊の正副人員の整理

本人員に及ばざる者 員帝を亞隷下に転属せらるるも被転

属部隊は判明せず 最近若干は現地指揮官の報告により處

理せるも大部は其の返還を待たざるは解決せず 待に行動

不詳の者若干ありて困あり

不詳の公報前編に於て復員直前の者は不確実なるを以て地

方世話部を連絡し遺骸はさしく處理しつゝあり

入隊したる者

外地又は内地病處に入院の盧復員となりたる者 相当ある

(5)

(4) (3)

(2)

南方軍転属人員及未復員者の掌握

是が為名簿を調製中にして関係機関の名簿と照合し又留守

室全部に照会して逃かに必要人員の掌握を企圖しあり

(四) 前項の處理終了せば處境すべき人員も自ら減少するに至る

陸軍軍馬船員の復員管理官業務及留守業務に就て
本船員復員管理官業務

一復第六八二號に基く船員の復員管理官としての業務は復員
速度の増大と共に逐次正確な増加し船員の掌握亦漸次確實
にありつゝ、終戦以未取還船員計八七五二名にして未取
還船員計一七五七四名あり
尚して死亡者は六六四一名 生死不明一〇五九四名であら
一復第六八九六号一表く船員調査結果は死亡者一八〇名、
生死不明三五五四名 計二八四一名である

(1) 船員留守業務

- (1) 船員の終末
 - ① 一復第九〇七号に基く留守宅数及外遊取還者給與處建は
四、五、六、月分として一六四六九名分の振替記入中六月末迄に
拂込完了予定あり
 - ② 南方連戦軍規地機用船員一三一七名分の四、五、六、月分は現金
の引越が外遊地におきなり
 - ③ 業務整理要領に基き十日以降地方世話部に移管すべき一八
六二二名の給與原簿は逐次整備中なり
 - ④ 運賃金代滞品目動員費給與清算事務は約六〇〇万円の中三口
口万所は五百に支拂済にして残額も現金の到着次第支拂の
予定あり
- (2) 船員扶助
 - ① 送付金受取付書三二五五紙の無骨英貨及一六三名分の遺金
配品は七月末迄に歳計終結の予定あり

(四) 死歿船員産廃人遺族扶助料支拂
振替記入済一〇八一名分は中央より現金到着次第完了予定
なり

尚逐次発令しある三一四七名分の支拂は回収中の戸籍謄本
一四八口通の到着と共に運くも九月中旬迄に完成の予定に
して今後新に認定の分は地方世話部に移管する
(一) 部より公報済の三一〇九名分は遅くも九月中旬迄に合祀
名票を調製し上申の予定なり 尚今後新に戦死認定の分は
地方世話部に移管する

(三) 戦死公報
部認定の戦死船員二一五四名分の戦死認定書死亡者連名簿
及遺族扶助料支給通牒は九月中旬を目途に鋭意處理中なり
而して新に戦死認定する沈没大型船四六隻及小型一一五隻
兼組戦死見込船員一六五名其他五〇〇名 計一七六五名
分の戦死認定事務は前項に併行して整理中なり

(四) 功績上申
戦死認定済陣歿船員二六三一名の功績名簿及同列次名簿は
九月末日を目途に整理中なり
尚今後新に戦死を認定するものは未着迄は水が整理を要す
る見込なり

(五) 其他
鮮台樺冲等左籍船員留守業務は一復第九〇四号に基き既整
備の分三五五三名分を六月末日を目途に福岡旭川及熊本各
地方世話部に移管すべく準備中なり

(4) 調査業務に就て

業務内容と處理要領

本業務は船員の復員管理官としての任務達成上重要な業務にして旧陸軍々属船員を調査掌握するは勿論旧陸軍として船舶輸送間海没、行方不明、部隊軍人軍属の掌握、資

料を収集整理し一段軍人軍属の

以て復員業務を促進する為極めて重要な業務である。本業務実施の爲從來は各上陸地支局に依頼し関係資料の蒐集にひとめて居たが過般部内の各種関係調査業務を統一強壯するに共に主要上陸地支局へ浦賀、名古屋、因辺、大竹、鹿児島に常駐調査官を派遣し現地支局内復員課と密接の連絡の下に復員船入港ある毎に貴重なる資料を収集整理の上適時送付せしめ、あり。亦中央よりの通報により特に貴重なる資料の入手を予期するときは各主務課より主任を該上陸港湾に臨機派遣し調査に仕せしめあり。而して之が調査のためには当時の輸送計画乗船名簿を所有せば正確迅速に成果があらかり大した事ではないのであるが終戦時の處理のため資料殆んど皆無と云ふに等しく調査は極めて困難を感じて居る次第である。而して当部所有資料及広島近郊所在海運機関より得たる資料により調査した五月三十日現在迄に判明せる海没部隊軍人軍属整理資料は別冊参考の如くであるが該調査表中最も大のる乗船部隊名の判明せるもの数は極めて遺憾である。而して本資料は前述常駐調査官の報告並に他方面よりする

0131

成上重要なる業
 勿論旧陸軍と
 属の掌握 資も
 業務であり
 し関係資料の蒐
 査業務も統一強
 屋 因辺 大竹
 役員課と密接な
 資料を収集整理
 の入手を予期す
 に臨機派遣し調
 査船名簿を所有
 ないのこある外
 に等しく調査は
 問より得たる資
 せら海没部隊軍
 該調査表中最も
 めて遺骸であら
 他方面よりする

料を収集整理し一段重く属の掌握に資し

0132

(D) 情報により毎回毎に逐次補修訂正を出す予定である

將来の見透と対策

本調査業務は全段船目地より一人当りの力のみにては到底

完全を期するを得ず

即ち従来此の調査業務は各復興官庁、業務整理部等夫々個

々に実施しありて業務の統一を實施せられぬを以て

速かに最終整理官庁を決定し之に要する人員、予算を整備

せしむるを要すべし

援助は特に必要あり

船舶賠償業務に就て

終戦以来處理せし大型船總計三八隻賠償金合計二〇三億

〇二万一千六三、八九円 小型船 合計二五四五隻 賠償金

合計 九〇、七六〇、六九〇円である

細部は附表第三の通りである

業務整理に就いて

当部業務の遷移に伴い六月下旬運輸部業務整理部業務移管

に關する中央決裁を示さるる之に基き具體的要領を考究中な

りしか過日復員廳總務課長以下の業務視察班の未だ視察結

果に基き附表第四の如き船舶業務整理部業務整理要領の決

定を見たり
即ち今後は一部は他の官廳に移管するも残余の主力は寧ろ
皆平等の陣容を強化し事務處理に堪能なるものを以て留守

業務局の傘下に長期に亘り業務を處理すべく指示せらるべし

6.

軍資金の決算状況並びに亡失金 聯合側押収金の状況

一 臨時軍費の決算に就て

臨時軍費は経三基一七一号ニ依り決算せられたるも、併計算書

所収無きハ提出されたり

二 一般会計決算に就て

昭和二十一年三月分一般会計は決算書提出済なり

昭和二十一年四月分乃至五月分決算は各地方部経費整理ノ為

遅延しあるも六月末日迄に提出の予定なり

三

亡失金及聯合軍側押収金の状況に就て

当部前線部隊にて亡失金を以て同心互側押収金等事故は無か

りし前線部隊未回収のものニ口より

(一) 作業衣 二万着 消金拂 二万五千元
(二) 前線分注官の取扱金 一万五千元(未回収あり)

0134

附表(一)

備考	編制定員計	一復第六八二号 増加要員	編制定員	船務部 (夫英場馬長部)							部長	編成概要	業務内要	現任	
				現任員	合計	門司 支所	小樽 支所	経理 課 (確山山奇長課)	船務 課 (成子田山小長課)	船員 課 (早未女長課)				船務 課 (仙前野松長課)	事務 課 (仙前野松長課)
一、五月三十一日小樽門司支所開鎖に依り二級七名三級五名産席人一五名を減少せり	24	4	20	31	二 (有八)	一	二 (有二)	三 (有二)	五 (有七)	一 (有四)	一	二級 事務官 嘱託	三級 事務官 嘱託	産席人	小計
	66	6	60	31	一七 (有四)	(無二)	六 (有二)	四	九 (有六)	四 (有七)					
	150	10	140	96	九六		六	一〇	五六	二四					
	240	20	220	159	一五九	=	一	一九	七七	四九	一				

船務部業務整理部業務分擔表(附編制定員表)昭二六二五

0135

大型船舶賠償處理狀況一覽表

昭和三年六月十四日
船舶殘務整理部

考	備	區分		全損		普通解備	
		隻數	金額	隻數	金額	隻數	金額
合計	%	七	一七三三、六四八九	一	一〇四三、六〇〇〇	三	八六、七三六、九三六
		六	二五、五五〇、五二〇	五	六、六四九、二〇〇		七、一六三、八三四〇
海	上トシク	六	二五、五五〇、五二〇	五	六、六四九、二〇〇		七、一六三、八三四〇
輸送船		七	一七三三、六四八九	一	一〇四三、六〇〇〇	三	八六、七三六、九三六
合計		一三	一、八〇八、四七〇、〇九	六	一、七〇七、八二五、〇〇	六	一、九一八、一七〇、〇九
		八七、三		一〇、八		三	

陸軍省契約輸送船	船司契約	合計
六三隻	〇	六三
海トシク	二九	二九
陸軍省契約輸送船	二九	二九
合計	二九	九二

一、本表數字ハ豫テ終戦後(昭和二〇、二一、二二以後)處理セシ数字トス
 二、昭和二十二年四月一日現在大型船隻數及ノ如シ

三、本表、外遭難乗組員(生存者)給料、手當、送還費用並ニ心
 失被服所持品等ノ賠償額左ノ如シ

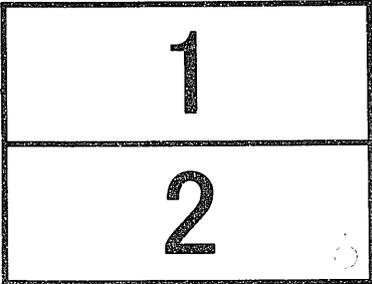
二二五五五又
 四四一三一、四七八円
 二〇三〇三、一六三八九円

小型船舶賠償處理狀況一覽表

昭和三十一年六月一四
船舶業務整理部

考備	總計	計		船 殊 種								船 澳		船 帆 機		區 分
		地外	地内	舟 舢		船 身 被		船 曳		汽 蒸		地外	地内	地外	地内	
				地外	地内	地外	地内	地外	地内	地外	地内					
一本表数字に總て終戦後(昭和二十一年六月一以後)處理せし数字トス	六〇	三五五	三三〇	八	一七	三	二	三	一	八	六九	六三	六五	二七	金額	全
		八七九二二三三四	九五四四六七七	二四〇四八二〇〇	五四八八〇〇〇	三〇〇〇〇	四八八二五〇〇	二〇七一五七〇〇	五三四二二五〇〇	三六七三三五〇〇	二九八二九三六〇〇	一三七六九二八〇〇	六五四七七一三〇〇	六五六七九三〇〇	損	命
	六	一五五	一五五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	損
		二八三三三五六〇〇六六五	三三三三三三六〇〇六六五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	普通
三四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	解	
	2545隻	1295隻	1250隻	8隻	37隻	1隻	33隻	3隻	30隻	1隻	679隻	370隻	656隻	757隻	金額	備
	90760690円	98387657円	12773.033円	24048267円	5578103672円	36382円	579057円	207157円	534.125円	767255円	2982526円	1552116円	2771120円	9161125円	合計	
				792278円	585439円		741282円		392049円		989隻	1413隻				
							143隻		25110.68円		31377377円		56872245円			

分割撮影ターゲット

<p>分割した 部分の 撮影順序</p>	
<p>分割撮影 した理由</p>	<p>A 3 版 以 上 の た め</p>
<p>上記のとおり分割撮影した事を証明する。</p>	

船舶残務整理業務整理

要領

昭二二六ニ
品

0138
0139

列次番号	日付	件数	区分	整理業務		移送先	移送官	事務	摘要
				専務	業務				
1	十月一日	1	總務	旧艦部隊軍人並に一般軍属の留守業務の整理	1. 庄内地旧艦部隊(千島樺太北鮮を含む)の留守業務 2. 外地旧艦部隊の留守業務の整理	留守業務局 留學支那部	復員局長 同支那部	昭一九二〇年第一艦司令部死亡者名簿 昭一九二〇年第一艦司令部留守業務関係書類	七月初旬移管に着手
2	十月一日	2	課務	旧艦部隊兵団留守業務	1. 死没者の処理 2. 未復員者の整理 3. 安否問合、安否回答	留守業務局 留學支那部	各地方支那部	留守名簿(船一船二船三船四船五船六船七船八船九船十船十一船十二船十三船十四船十五船十六船十七船十八船十九船二十船) 未復員者名簿 一死没者名簿 二死没者関係書類 三戦時死亡者生死不明者整理書類 四死没者校戦死認定進級上申一現人員の大部	
3	八月一日	3	業務	旧艦部隊軍人並に一般軍属の功績業務	1. 既公表陣没將兵一般軍属功績名簿及合列次名簿の調製並に申 2. 死没者及殊勲者の上申者 3. 〇八名	留守業務局 留學支那部	留守業務局	〇八名	
4	十月一日	4	業務	調査業務	1. 復第六二二號に基き船舶輸送困難(在没)行方不明)部隊軍人軍属整理資料調査 2. 既公表陣没將兵一般軍属功績名簿の調査 3. 既公表陣没將兵一般軍属功績名簿の調査 4. 既公表陣没將兵一般軍属功績名簿の調査	留守業務局 留學支那部	留守業務局	調査関係書類全部 兵器引渡関係書類	
5	八月一日	5	業務	船舶引渡関係業務	資料収集及整理	留守業務局 留學支那部	留守業務局		現人員を若干縮小す
6	十月一日	6	業務	會計経理に関する事項	1. 部内會計経理に関する事項 2. 旧艦部隊関係業務に関する事項	留守業務局 留學支那部	留守業務局		
7	十月一日	7	業務	船員死没公報	1. 既公表陣没將兵一般軍属功績名簿及合列次名簿の調製並に申 2. 死没者及殊勲者の上申者 3. 〇八名	留守業務局 留學支那部	留守業務局		

考	序	I		I			II		I	
		12	11	10	9	8	7	6	5	4
		業務	業務	業務	課員	員	船	課	業	業
		船舶賠償業務	功績業務	戦死認定	留守宅渡	扶助業務	船員戦死公報	會計経理に関する事項	船舶賠償業務	船舶賠償業務
		1. 賠償金等支拂事務 2. 賠償料請求書送付事務 3. 賠償金等支拂事務	1. 戦死認定 2. 戦死者遺名簿及扶助料支命通牒 3. 戦死者遺族の可否回答 4. 戦死者の遺族の調査							
		海運総局 (中国海運局)	留宅業務局 (食品支部)	復員官署 関係官民	関係官署 関係官民	関係官署 関係官民	関係官署 関係官民	関係官署 関係官民	関係官署 関係官民	関係官署 関係官民
		第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部	第一復員局 運輸省 運輸省本部
		賠償金等支拂事務 賠償料請求書送付事務 賠償金等支拂事務	戦死認定 戦死者遺名簿及扶助料支命通牒 戦死者遺族の可否回答 戦死者の遺族の調査							
		現人員の大部	現人員の大部	現人員の大部	現人員の大部	現人員の大部	現人員の大部	現人員の大部	現人員の大部	現人員の大部

一本要領は中央指令移官要領に基き定むる旨が基本である
業務に因りての業務結果により若干の変更を要するものとを要する
二、移官要領の施行は移官要領施行日を示すもので事務の正格な移官の確
三十日一日移官後の編制予定は別紙第一共の一、二の如く予定する
四、本表以外に船員証業務中船員留守業務就中戦死認定扶助料支命及
送下之を整理し之を要する小の關係地を世話部等に補修的に移管す

合祀名票調製等の現在作業途中のものは努めて速かに遅くも九月十五日
實を第一とす

除録

意見

1. 船舶残務整理部の業務内容と千葉留守業務局地方
 支店部との業務の分界が一般の人に不分明なため留守宅
 遺家族に多大の迷惑をかけるものがある。各部署の業務を
 却る頻雑をうけるものあり。
2. 新聞 ラジオ等により速報性格を分明なすものあり
 千島、樺太、北鮮方面の状況依然として不明なるため安
 否調査に處理に困難あり
3. 軍属船員留守業務の重要性の認識を復員各官
 廳、残務整理部等に徹底せしめられ度
 鬼角戦時中苦勞せし船員は忘れ延々之が處理
 に當りてある船舶残務整理部の存在をも忘却せられ勝
 するは多数の軍属船員の留守宅遺家族に極大相流

0140

おさる事あり。特に南方船員の帰還は最終三ノ想を以て於
てこの感を深くす。

4 船舶輸送間海没（行方不明）部隊軍人軍属の調査は全
國的に系統ある組織の下に之を統一するを要す。

特に最後整理に任ずる責任官廳を決定し之に要する陣
容及予算算を急速に整備するを要す。

5 外地残留（目下生存せる者）船員の名簿へ特に給與關係を明
確にす」と速急に送り届けらるゝ如く指導相成度

尚船員の留守宅履は帰還せざる以上は續行せられざる會員
情を生存者に速かに知らしめられ度

又残留船員の給與の昇額に就き特別の配慮あり度朕
合軍に申入あり度

應所引
二向題

本件留守宅付勿論生存者一同頗る心配あり

6 今後各軍残務整理部は各軍隷下にありし船舶關係部

隊の主任者（現地に於て船員關係に従ふ）若し特に

を殘務終了に伴ひ或は残務整理部一任必ず守品に連絡に

来る如く指導相成度 自ら船舶輸送關係 船員關係名簿

等を持し歸還せらるゝある残務整理部ありは至急用添後守品送附

送下度